

平成14年7月1日改定施行
平成17年6月13日改定施行
平成21年6月9日改定施行
平成25年6月11日改定施行
平成27年7月1日改定施行
平成28年6月23日改定施行
平成30年6月14日改定施行
令和2年7月1日改定施行

埼玉県電力協会規約

埼玉県電力協会表彰細則

埼玉県電力協会名誉会員推薦細則

埼玉県電力協会地区細則

令和2年7月1日改定施行

埼玉県電力協会

埼玉県電力協会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は埼玉県電力協会と称し、事務所をさいたま市南区別所1丁目1番16号東京電力エナジーパートナー（株）販売本部北関東本部内に置く。
- 第2条 本会は、会員の申し出に基づき、細則に定める地区の区分に応じて地区を置くことができる。地区の扱いは、細則にて定める。
- 第3条 本会は産業の基礎たる電力の使用合理化を図り以て産業界の健全なる発展に寄与するを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。
1. 電力使用合理化指導推進
 2. 電力の有効利用の研究
 3. 電力調整その他の官庁関係および供給会社への連絡
 4. 電源増強の促進運動
 5. 高能率器具の推奨および使用の研究
 6. 安全対策の確立
 7. 電力諸法規の研究
 8. 工場照明改善運動
 9. 工場相互見学のあっせん
 10. 優良従業員の表彰
 11. 各部門の専門講習会および講演会の開催
 12. 会員相互の連絡親交に関する事項
 13. その他本会の目的達成上必要と認めた事業

第2章 会 員

- 第5条 本会の会員は本県において原則として自家用電気工作物施設を有する者および電気事業者とする。
2. 本会の目的遂行に賛同する関連団体を賛助会員とすることができる。
- 第6条 会員は所定の会費を納入し本会事業の維持発展を図るものとする。
- 第7条 本会に入会しようとするものは文書を以て申込み、脱会しようとするものはその理由を付し届け出す必要がある。
- 第8条 会員の会費は年額15,000円とする。ただし賛助会員の会費は年額50,000円とする。

第3章 役員・名誉会員・顧問・評議員および職員

第9条 本会に下記の役員を置く。

会 長 1名 副会長 若干名 理事 若干名 幹事 若干名

会計監事 2名

役員任期は2カ年とし、再任は妨げない。

第10条 前条の役員は、総会前の役員会の承認を得て総会に議案提出するものとし、総会での承認ののち選任する。なお、会長・副会長・理事・幹事・会計監事の別についても、総会前の役員会での承認を得て、総会に議案提出するものとし、総会にて決定する。

第11条 会長は本会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長にやむをえぬ事由の生じたときはその職務を代行する。理事は会長の命を受け会務の遂行に参画し会長の諮問に答えるものとする。会計監事は会の事務および会計を監査する。幹事は会長の命を受け会務の実際の運営にあたる。

なお、会計監事ならびに理事・幹事が任期中に退職・転勤等の理由により、役務を継続できないときは、当該事業所より後任者を推薦する。ただし、当該事業所より後任者を推薦できない場合は、他事業所より推薦し幹事会の承認を得て前任者の任期が満了するまでの間、その役務を代行させることができる。

第12条 本会に名誉会員を推薦することができる。

第13条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、総会前の役員会の承認を得て総会に議案提出するものとし、総会での承認ののち選任する。

第14条 顧問は会長の諮問に応じ、本会の会務に協力し、電気安全に関する知識・技術の啓蒙・普及などの指導をすることができる。

第15条 本会に評議員を置くことができる。評議員は、当協会の運営に識見を有する会員のうちから会長が委嘱した者とする。

第16条 評議員は、会長の諮問に応じ、協会運営に関し意見を述べることができる。

第17条 本会に職員を置くことができる。職員は会長がこれを任免する。職員は会長の命を受け会務に従事する。

第4章 会 議

第18条 本会は会長が必要に応じて役員会を開催し事業を計画する。

第19条 本会は毎年事業年度1回通常総会を開催し会務および決算を報告し、かつ予算および事業計画を審議決定する。臨時総会は会長または会員の3分の1以上が同一目的で要求したとき開催する。

総会議長は会長これにあたる。

第20条 下記の事項は総会の決議を得る事を要する。

1. 本規約の変更
2. 予算および決算
3. 解 散

第21条 総会は会員の過半数以上の出席をもって成立する。なお、会議に出席不能の者は委任状により議決権を代行させる事ができる。総会の議事は出席会員の過半数によりこれを決定する。可否同数のときは議長がこれを決定する。

第5章 専門委員会

第22条 本会に次の専門委員会を置く。

1. 電気安全委員会

電気事故防止・安全向上施策の実施、電気安全知識の普及・啓発等、電気安全の確保・向上に顕著な成果を収めた工場・事業場および個人の功績をたたえ、広く社会に紹介することにより、電気安全の意識の高揚を図ることを目的として活動を行う。

2. 電気使用合理化委員会

電力の有効利用・省エネルギーの推進や負荷率改善等、電気使用の合理化に顕著な成果を収めた工場・事業場および個人の功績をたたえ、広く社会に紹介することにより、合理的な電気使用の意識の高揚を図ることを目的とし、関東地区電気使用合理化委員会の地区委員会として活動を行う。

第23条 専門委員は、会員および関係官公庁・学識経験者・その他適当と認められる者のうちから会長が委嘱した者とする。

第24条 専門委員会は、委員長1名、副委員長3名、委員若干名、事務局をもって構成する。

第25条 委員の任期は2カ年とする。ただし再任を妨げない。

第6章 会 計

第26条 本会の会計は会費および寄付金その他の収入によりなるものとする。

第27条 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 事 務 局

第28条 本会に事務局を置き、本会の事務・会計・経理を処理する。

第29条 事務局は東京電力エナジーパートナー（株）販売本部北関東本部内に置く。

第30条 事務局員は会長が委嘱する。

付 則

第31条 本会の事業施行につき必要な事項は細則をもって定める。細則は役員会で決定するものとする。

第32条 本規約は、令和2年7月1日から実施する。

埼玉県電力協会表彰細則

第1章 総 則

- 第1条 この細則は規約第4条第10項に基づきその運用について定める。
- 第2条 表彰対象者は入会后1年以上の各会員の在籍者とする。
- 第3条 表彰は会員の推薦に基づき幹事会で審査を行い役員会で決定する。
- 第4条 表彰は役員会の決定に基づき次回通常総会の表彰状に記念品を添え、これを伝達する。

第2章 永年勤続優良従業員表彰

第5条 表彰事由

各会員の在籍者にしてその職場における主たる職歴が電気関係保全業務であり、次に該当するものとする。

1. 3月25日（電気記念日）現在の勤続満20年以上のうち、優良なる従業員を表彰の対象とする。
2. 県内の同一会社（事業所）または同一系列の会社（事業所）のなかを異動した場合、その職歴は通算して満20年以上とする。
3. 県外の同一会社（事業所）又は県外の同一系列の会社（事業所）から県内に異動した場合は、職歴を通算し満20年以上勤務し、さらに県内事業所に満1年以上在籍している従業員とする。

（注）同一系列とは同一会社ならびに資本系列が同じ傍系会社を云う。

第6条 幹事会は毎年2月末日までに所定の様式に従い会員から表彰該当者の推薦を得るものとする。

第7条 永年勤続優良従業員表彰は重複して受賞できない。

第3章 電気使用合理化推進者表彰

第8条 関東地区電気使用合理化委員会の主催する電気使用合理化表彰受賞事業所の従業員および個人受賞者を表彰の対象とする。

第9条 前条の受賞範囲は、次のとおりとする。

1. 受賞事業所の範囲は、当該年度の関東経済産業局長表彰、および委員長表彰の最優秀賞受賞事業所とする。

2. 個人受賞者の範囲は、当該年度の関東経済産業局長表彰受賞者とする。

第10条 幹事会は関東地区電気使用合理化委員会の表彰事業所および個人表彰者決定後、速やかに受賞事業所および個人受賞者の所属事業所に対して所定の様式に従い、表彰該当者の推薦依頼を行うものとする。

第11条 受賞事業所における表彰該当者の推薦にあたっては、電気使用合理化の推進者であって個人又はグループとする。

第12条 第3章の表彰にあたって、同一ランク内では1回の表彰にとどめることとする。

第4章 電気安全推進者表彰

第13条 電気安全関東委員会の主催する電気安全表彰受賞事業所の従業員および個人受賞者を表彰の対象とする。

第14条 前条の受賞範囲は、次のとおりとする。

1. 受賞事業所の範囲は、当該年度の経済産業大臣表彰、関東東北産業保安監督部長表彰、および委員長表彰の最優秀賞、優秀賞受賞事業所とする。

2. 個人受賞者の範囲は、当該年度の経済産業大臣表彰、関東東北産業保安監督部長表彰、および委員長表彰受賞者とする。

第15条 幹事会は電気安全関東委員会の表彰事業所および個人表彰者決定後、速やかに受賞事業所および個人受賞者の所属事業所に対して所定の様式に従い、表彰該当者の推薦依頼を行うものとする。

第16条 受賞事業所における表彰該当者の推薦にあたっては、電気安全推進者であって個人又はグループとする。

第17条 第4章の表彰にあたって、同一ランク内では1回の表彰にとどめることとする。

埼玉県電力協会名誉会員推薦細則

(総 則)

第1条 この細則は、規約第3章第12条に基づきその運用について定める。

(定 義)

第2条 名誉会員とは長きにわたり、電力協会の強化発展に多大な功績のあった会員をいい、次の各項のいずれかに該当するものとする。

1. 会長、副会長職を3期通算6年以上の歴任者とする。
2. 役員を通算5期10年以上の歴任者とする。
3. 上記1. 2と同等の功績を有するものとする。

(推薦手続)

第3条 第2条各項に該当する対象者は、現に当該事業所に在籍の有無は問わないものとする。

ただし、現職者は除くものとする。

第4条 幹事会を本選考委員会として推薦審議し、役員会で決定ののち、総会の承認を得るものとする。

(名誉会員の処遇)

第5条 名誉会員には、感謝状を贈るとともに埼玉県電力協会名簿に記録し、永くその栄誉をたたえるものとする。

第6条 名誉会員を各年度に開催する諸行事に招待することができる。

埼玉県電力協会地区細則

第1条 この細則は、規約第1章第2条に基づきその運用について定める。

第2条 地区として以下の6地区を置く。地区名と行政区については、以下の通りとする。

地区名	行政区（目安）（※）は、当該行政の一部
さいたま	上尾市、桶川市、川口市 ^(※) 、北足立郡伊奈町、川越市 ^(※) 、北本市、さいたま市浦和区・大宮区・北区・桜区・中央区・西区 ^(※) ・緑区 ^(※) ・南区 ^(※) ・見沼区、戸田市 ^(※) 、蓮田市、蕨市 ^(※)
川口	川口市 ^(※) 、北葛飾郡松伏町、越谷市、さいたま市南区 ^(※) ・緑区 ^(※) 、草加市、戸田市 ^(※) 、三郷市、八潮市、吉川市、蕨市 ^(※)
志木	朝霞市、入間郡三芳町、入間市 ^(※) 、川越市 ^(※) 、さいたま市西区 ^(※) 、狭山市 ^(※) 、志木市、所沢市、新座市、富士見市、ふじみ野市、和光市、東京都練馬区西大泉 ^(※)
川越	入間郡越生町・毛呂山町、入間市 ^(※) 、川越市 ^(※) 、坂戸市、狭山市 ^(※) 、鶴ヶ島市、飯能市、比企郡川島町・鳩山町 ^(※) 、日高市
熊谷	大里郡寄居町、加須市 ^(※) 、行田市、熊谷市 ^(※) 、鴻巣市 ^(※) 、児玉郡神川町 ^(※) ・上里町・美里町、秩父郡小鹿野町・長瀨町・東秩父村・皆野町・横瀬町、秩父市 ^(※) 、羽生市、東松山市、比企郡小川町・ときがわ町・滑川町・鳩山町 ^(※) ・吉見町・嵐山町、深谷市、本庄市 ^(※) 、群馬県伊勢崎市境平塚・境島村 ^(※) 、群馬県太田市前小屋町
春日部	春日部市、加須市 ^(※) 、北葛飾郡杉戸町、久喜市、さいたま市岩槻区・緑区 ^(※) 、鴻巣市 ^(※) 、幸手市、白岡市、南埼玉郡宮代町、茨城県猿島郡五霞町

第3条 地区活動は、地区会員の自主運営を基本とする。

第4条 地区活動を実施する際は、事務局に「活動届」を提出する。